

平成22年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成22年8月5日(木) 午後3時～

2 会 場 宇都宮市役所議会棟3階 第2委員会室

3 出席委員

被保険者代表	福田 智恵 委員	金沢 力 委員	鹿野 順子 委員
	加藤 一克 委員	篠崎 文子 委員	
保険医・	稲野 秀孝 委員	中澤 堅次 委員	齋藤 公司 委員
保険薬剤師代表	菊池 進一 委員	小林 豊 委員	菊地 善郎 委員
	廣田 孝之 委員		
公益代表	五月女 伸夫 委員	半貫 光芳 委員	阿久津 善一 委員
	井澤 清久 委員	江連 晴夫 委員	
被用者保険代表	野中 貞明 委員	直井 茂 委員	

(以上19名)

4 欠席委員

被保険者代表	岡本 芳明 委員	井上 尉央 委員
公益代表	阿久津 均 委員	山口 裕 委員
被用者保険代表	手塚 寛文 委員	

(以上5名)

5 出席職員

保健福祉部長	桜井 鉄也	保健福祉部次長	半田 秀一
保健福祉総務課総務担当主幹	川俣 浩		
保険年金課長	水沼 行博	保険年金課長補佐	長谷部 敬
管理グループ係長	野沢 努	国保給付グループ係長	黒須 正宏

国保税グループ係長 鈴木 信晴 収納グループ係長 大野 益男

滞納整理グループ係長 佐藤 雅俊 管理グループ総括主査 吉井 貴久

6 会議録署名人 福田 智恵 委員 稲野 秀孝 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 議案第1号

・宇都宮市国民健康保険運営協議会会長の選出について

(2) 報告事項

・報告第1号 平成21年度 国民健康保険特別会計の決算状況について

・報告第2号 平成22年度 国民健康保険税の賦課状況について

・報告第3号 「宇都宮市国保経営改革プラン」及び「国保アクションプラン22」について

(開会 午後3時)

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から、平成22年度第1回「宇都宮市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

それでは、この度7名の委員の方が変わりましたので、改めて委員の皆様をご紹介します。会議次第をお開きいただきたいと思います。

まず、被保険者を代表する委員7名の方をご紹介します。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名の方をご紹介します。

(委員名簿に基づき紹介)

続きまして、公益を代表する委員7名の方をご紹介します。

(委員名簿に基づき紹介)

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員3名の方をご紹介します。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、事務局職員を自己紹介させていただきます。

(職員自己紹介)

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、本日は、去る5月31日に金子会長が辞職したことに伴いまして、現在会長が不在となっております。会長不在の間は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして、会長職務代理者であります、江連委員に仮議長をお願いいたします。

【仮議長】 それでは、私が会長選出までの間、議長の役を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、定足数について事務局から報告をお願いします。

【事務局】 報告いたします。本協議会の定足数は、24名であります。本日出席されております委員は19名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

【仮議長】 次に、議決事項の「議案第1号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長の選出について」であります。選出方法について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 ご説明いたします。お手元の資料の1ページをご覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、会長は「公益を代表する委員の中から選出する」とされております。

また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条によりまして無記名投票とされておりますが、委員の皆様が異議がないときは指名推薦の方法を用いることができると規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところであります。

【仮議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により選出しておりましたので、指名推薦により会長を選出することでいかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【仮議長】 ご異議がないようでございますので、指名推薦とさせていただきます。
どなたか推薦をお願いいたします。

【委員】 会長には「阿久津善一委員」を推薦いたしたいと思います。

【仮議長】 ただ今、五月女委員から「阿久津善一委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【仮議長】 ご異議ございませんので、本協議会の会長には、「阿久津善一委員」に決定いたします。

皆様方のご協力によりまして、新しい会長が決定しましたので、これからの進行之つきましては、会長をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】 江連委員ありがとうございました。

それでは、ただ今会長に選出されました阿久津善一委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いしたいと思います。

【会長】 ただ今、皆様方のご推薦により会長職を仰せつかることになりました阿久津善一でございます。本日、皆様方には、お忙しい中ご出席をいただき感謝申し上げます。

私も、これまでの議員としての経験から、国民健康保険については、医療費の増大や財源の問題などにより、厳しい事業運営を強いられている状況にあると認識しております。

また、医療保険につきましては、国において後期高齢者医療制度の廃止に向けた検

討がなされており、先日、その中間取りまとめ案が公表されたところであり、国民健康保険を含めた制度の改革が行われるようであります。

このような中にありまして、今後も、市民の皆様が安心して医療が受けられますよう、本協議会もその機能を十分に発揮して、本市国民健康保険事業が健全に運営できるよう努力していく必要があると感じております。

どうか委員の皆様方には、これまで以上にご支援、ご協力を賜りますよう、お願いいたしまして簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条に基づきまして、これからの進行につきましては、阿久津善一会長をお願いいたします。

【会長】 それでは、はじめに、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長の外2名を議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「福田智恵委員」と「稲野秀孝委員」をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【会長】 ご異議ございませんので、「福田智恵委員」と「稲野秀孝委員」をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進めてまいります。

「報告第1号 平成21年度国民健康保険特別会計の決算状況について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 （資料に基づき説明）

【会長】 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 20年度と21年度の歳出の決算を比べた場合にどんな傾向があるのか教えてください。

方が減ってしまいましたので、利子の方も減ってしまったという状況でございます。

それから、一般会計の繰入金でございますが、理由としては一般会計繰入の中で法定外の繰入を行っておりまして、その内昨年度協議させていただいた内容にも係わっておりますが、財源が少し不足してしまったところがありまして、その分を一般会計から支援をしていただいたものがございます。

【委員】 一般会計繰入金は7億円位歳入が少なかったですが、歳出での総務費が出る部分ですが、財源の金額がおかしいのではないかと思います。話を聞くと、多かろう少なかろうと、職員の給付費を減らしたのか、事務のコピーを減らしたのかわかりませんし、運営協議会は昨年たくさんやったわけですから、どうしてこんなに減ったというか、見込みと総数が違うのかというのは財源不足の法定外繰入が減ったということとあわないと思います。歳出の職員給与費や一般事務費の減った分とこの一般会計繰入金の減った分がだいたい同じになるはずですけども、先程の答えだと理由は違うような気がするのですがよろしいのでしょうか。

【事務局】 具体的に申しますと予算現額のうち、先程ご説明しました財源の支援分ですけども、予算現額で11億5,000万円余を見込んでおりました。実際に、決算の時に繰入れた金額というのは6億6,000万円余ということでその部分が一番大きな理由でございます。

【委員】 5億円あまり足りなかったのは、法定外繰入金の財政の支援、ようは特別会計が足りなくなっているのです、一般会計から支援していただく分が、実際は、5億円あまり約束よりも一般会計が助けてくれなかったという認識でよろしいですか。

【事務局】 結果としまして、先程給付費がそれほど伸びなかったというご説明をさせていただきましたが、そういった経緯がございまして結果として少なくて済んだということになります。

【委員】 歳出で保険給付費の差は10億円程の違いで、要は保険給付費が10億円少

なく済んだので一般会計からその半分位は助けがなくても済んだという結果的に調整されたということですか。

【事務局】 結果としてはそういうことになります。

【委員】 わかりました。

【委員】 歳出が伸びなかったというのは、何か理由があるのか考えていらっしゃいますか。

【事務局】 先程の療養給付で申しますと、昨年度、新型インフルエンザが秋頃から流行りましたが、逆に季節性のインフルエンザにそれほどかからなかったということがございました。報道でも、予防法が講じられたというようなことを言われておりますので、そういったことが要因としてあるのではないかと思います。年間を通してみますと年度の後半に給付費がそれほど伸びなかったというような状況になってございます。

【会長】 他にないようですので、ご意見、ご質問がございませんので次に移らせていただきます。「報告第2号 平成22年度国民健康保険税の賦課状況について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】 1の全体分のところで、1世帯当りの課税額及び1人当りの課税額は22年度減っていますが、これは、応能部分の所得割が減っているからで、課税は税率が上がった訳ではないので、要は所得が少なくなったので結果としては1世帯当り、1人当りの課税額が下がったというように考えてよろしいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員】 次に、2の軽減額の内訳で、7割、5割、2割の軽減とあって所得に応じて低所得者に対する負担軽減をしていると思いますが、この財源というのは、一般会

計又は、国の補助金によって支えられているのですか。

【事務局】 保険基盤安定制度というものがございまして、保険料軽減分と保険者支援分と2種類あるのですが、軽減分につきましては、県が4分の3を負担して、残り4分の1は市の一般会計からの繰入をすることになっております。

【委員】 最後に3の税率と賦課限度額ですけれども、平等割というのは世帯当りの課税ということになっていますが、例えば私が、国民健康保険の被保険者であって妻もパートに出たが少し金額増えたので扶養から外れてこの国保に入った場合、2人で1世帯ですが、平等割は2人別々に払わなければならないのですか。

【事務局】 平等割につきましては、1世帯当りの金額でございますので1世帯当り2万円であれば2万円ということになります。

【委員】 私が今まで入っていて妻が扶養から外れて自分で国民健康保険に加入するけれども、擬似世帯主で私は2つ課税されませんか。

【事務局】 平等割につきましては、先程申し上げたとおり1世帯当りの金額でございますが、加入者が増えることによりまして所得割であるとか均等割の金額は増えることにはなりますが、平等割については1世帯当り定額でございます。

【委員】 私自身が世帯主で、妻が独立し、扶養から外れて国保に別途加入しなければいけないとなった時、その妻に課税されるのは、所得割と均等割で平等割は課税されないのですね。

【事務局】 こちらに書いてある医療保険分、後期高齢支援金分とございますが、所得割については、それぞれ1人ごとに計算して課税となり、また均等割についても1人当りの金額になりますが、平等割については世帯で課税となります。扶養という概念はございません。

【会長】 他にご意見、ご質問がないようですので次に移らせていただきます。「報告第3号 宇都宮市国保経営改革プラン及び国保アクションプラン22」について事務局

の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】 それでは、2つ程お聞きしたいことがあります。まず20ページの施策の目標ということで一般会計繰入金を減らす目標になっていますが、これは先程の議論をお聞きしていたところでは、給付費にすごく依存するものだと思うので、これを目標にするということとは、給付費がおそらく今より下がらないとこれは達成できないというように考えられるのですが、そういうことで無理がないのかどうかということをお聞きします。それからもう1つは21ページのイの医療費の適正化ですが、1人当たりの医療費の増加率の現状値が平成20年と21年度の平均ということで3.6%、5年後に2.25%にもっていくという場合に、短期の目標は立てていらっしゃるのですか。今年度の目標値が3.15%になっていますが実は、平成22年度で3%の診療報酬改定アップがあります。このアップは病院レベルのところアップされておりますので、かなりの増収、給付費が増える要因ではなるのではないかと、いう風に思われますが、これを見込んでたててらっしゃるか2つについてお聞きします。

【事務局】 まず1点の一般会計の繰入、給付費が一番重要だというご意見でございますが、まさにそのとおりで、やはり天が見方してくれればという部分もございます。しかしながら、我々保険者といたしまして収納率の方を重点的に頑張れば、少しでも近づくのではないかとということで高い目標を掲げているところでございます。また、2点目の診療報酬が3%アップするという今のお話でございますけれども、今回のプランにつきましては、まったく変更のない条件でまず作ってございます。そうでないと、なかなか条件をかえるとこのプラン自体がすぐとまらないということで、まず、条件は前回の条件のままプランを作っております。

【委員】 現実にもう4月からアップしているので通用しない数字になっている可能性はあると思います。今の話の中で、予測するのは難しいというのはあるのですが、病院に払っている額と診療所に払っている額の中で主なところをわければ、ある程度は予測がつくと思います。目標値が下がるということが大丈夫なのかなということですが。

【事務局】 こちらにつきましてもアクションプランの中で見直しをかけてまいりたいと思っておりますので、医療費が高騰する時につきましても、アクションプラン23に反映をして対策を立てたいと思います。

【委員】 診療報酬は4月から変わりました。そうしたら、医療費自体がこの4月から上がっているのだから、アクションプランでPDCAやるのだったら、もう8月なので、本来ならこの部分が変わったからこうです、ということがこの紙の中で出て来ませんと今年度自体がすでにかい離していることとなります。22年度はルールが変わったのだから、ルールが変わったように計算して表に出てきませんと、本当に3.6%から3.15%になるのですかという率直な委員の質問だと思いますので、23年度の時に書き直しますからということなのか、今年度本当にどうなのか次回までに出してくれるのか、ということを率直に委員にお答えすべき必要があると思います。

【事務局】 まず、22年度のアクションプランにつきましても、この運営協議会の中でご評価をいただくということでございますので、早速情勢が変わったということでそういったものも含めまして、今年度から対応できるものについては対応するというところで考えております。

【委員】 収納率ですけど、21年度は20年度よりも0.6%位減っていますが原因は何でしょうか。

【事務局】 収納率につきましては、リストラや雇用止めとかそういったものがやはり影響しております、かなり厳しい状況でございます。

【委員】 他の市町村では子宮頸がんのワクチンをやっています。宇都宮市ではどのよ

うにお考えになっているのでしょうか。

【事務局】 子宮頸がんワクチンの助成でございますが、方針につきましては現在国におきまして子宮頸がんワクチンの効果ですとか、期間ですとか、拒否反応ですとか、負担のあり方を検討している時期でございます。これはあくまでも情報でございますが、今日の報道によりますと厚生労働省が公費により助成をするような報道もされておりました、国の動きを見ながら検討していくことでございますので、国がこのワクチンの状況を検証し、また公費負担のあり方が出されましたら本市の考え方をまとめていきたいと考えております。

【委員】 子宮頸がんのワクチンですが、かなり感染症のコントロールに似ており、今、普通のがんに対するいろいろな予防策はやられていますが、普通のがんの場合は、高齢という要素がはいつてきてしまうのでどこまで有効性があるかどうかわかりません。ただ子宮頸がんワクチンについては、ウィルスに対する免疫ということなので、完璧にお母さん世代というか、若い女性のがんが減るということになりますので、1～2年位ではあまりはっきりしたものは出てこないと思いますが、将来的には、必ず下げる要因にはなってくると思いますので、ご検討の場合は是非お考えいただきたいと思います。

【委員】 議会の中でも要望する側と、役所を守る側でやっています、一般会計の中ではできないけれども国保の加入者に対してのサービスとして私はやってもよかったと思いますし、それは昨年度も要望してきました。女性特有のがんといわれる乳がん、卵巣がん、子宮がんのがん検診の受診率の向上のためにも、お母さんが婦人がんの検診に行くのとその娘さんのワクチン接種を助成しますという形でお母さんの健康と、娘さんの健康の両方をカバーできるいい機会だったと思うのです。宇都宮市はいつも国の動向を見て、国がやるのだったらやりますという感じで、自分の負担がなければいいような、本当の意味での保険者としての立場であれば、私はこの女性のがんにつ

いて、お母さんと娘さんの両方を一体となってやっても良かったと思います。予防関係では、おそらくこれが来年度の国の目玉になるのだろうけれども、お母さんががん検診に行き、同じところで娘さんがワクチン接種を半額とか、無料とかでできたらと思います。口座振替に申し込んだらこうなりますとこの後説明されると思いますが、そういうことではなくて、お薬の手帳を出すとか、何か健康という意味における保険者としてのサービスが向上されるような形にこれから主眼がおかれますようお願いしております。

【委員】 別紙2について1つだけお聞きしたいのですが、21ページの医療費の適正化ですけれども、26年度には増加率を2.25%にするということで、現在自然増というのが国レベルによると1兆2,500億位毎年増加するわけですが、そうした国全体としての見通しの中で、4年後にこの宇都宮市の目標というのがどうなのかということと、それから給付について言いますと栃木県というのは低いレベルにあります。宇都宮市中核市の中では全国的には低いレベルだと思いますが、この目標をもし達成したとなると全国の中での給付の位置はさらに下がっていくわけです。それを目標としていいのか、それとも全国の中でのやはり平均的な給付状況というものも踏まえて考えるべきなのか、そこの方針といいますか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】 そうしたことにつきましても、計画の見直しをかけなければならないだろうと思います。ある程度今後のアクションプランを含めまして計画自体も、また見直しをかけなければならない時期が来ると思っておりますので、その時にさらにご意見をいただきながらより良いものにしたいと思っております。

【委員】 これはアクションプランにいれるような話ではないですが、21年度はそれほど医療費が増えませんでした。私共の病院の救急の搬送の状況を見ていると、2006年から頭打ちになっています。おそらく、医療費がどんどん増え続けている

ことは、政府も言っていますし皆さん頭の中もそうなっていると思います。その段階でインフルエンザによりそうとう若い人が医療機関にかかっている状況で、それが増えなかったというところは、何かあるのではないかと思いますし、原因をよく調べていくと団塊世代の方々の前に赤ん坊が生まれなくなった戦争の時代があって、あまり大きい病にならないということがあると思います。また、団塊の世代の方は今60歳ちょっとですか、70歳を超えると亡くなる方が増えます。亡くなる方が増えるということは、亡くなった途端医療費がゼロになるということなので、そういうことを考えるとどんどん増え続けることはないのではないかと私らは考え出しているところなのです。これは、国がそう認めている話ではないですけど、今の話を聞いていると、多少は考えていた方がいいのではという感じもするので、まだはっきりした証拠があるわけではなく将来の話ですから、そうした状況があるということもよく頭の中に入れて、今後2～3年見ていただければだいたいわかるので、その辺も少し情報提供させていただきます。

【事務局】 大変貴重なご意見ありがとうございました。今後もこういったご意見につきましては、同じく保健事業をやっている保健所に情報提供しながら、さらにどういったものがあるか、検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 保険税の所得割、均等割、平等割がありましたが、例えば、世帯主は社保で収入が多くなったために妻だけが国保に入るそうパターンがありますが、その場合に、その世帯主である社保の本人にも平等割の負担があるのですか。その場合は社保に入っているものの、国保の分も払わなければならないとなると、それは少し不合理ではないのかなと思います。

【事務局】 先程、他の委員さんからも質問がございましたが、夫婦で国保に加入する場合につきまして、例えば旦那様がすでに国保に入っていて、その後奥様が入ってきた場合については、あくまでも世帯が一緒という考えになりますので新たに奥様の分

の平等割を課税するという事はございません。しかしながら、奥様に所得があった場合は所得が変わりますので、世帯の合計所得で計算させていただくため、旦那様の所得と合算し計算し直すこととなります。また均等割については、世帯の構成人数が増えますのでその分についても増えることとなります。

【委員】 その場合、平等割についてはそのままですか。

【事務局】 そのままということになります。擬制世帯という言葉を使っておりますけれども、擬制世帯についても国民健康保険の平等割はかかるかということですが、あくまでも国民健康保険税につきましては、世帯課税ということでそれを受けて条例で市が定めておりご負担いただくようになっております。

【会長】 委員からなければ事務局から何かありますか。

【事務局】 最後になりますけれども、資料の最後から2枚の「平成22年度分から国民健康保険税が軽減されます」というものと、国保アクションプラン22に基づく口座振替の推進ということで現在実施しております「国保も便利な口座振替」について、簡単にご説明させていただきます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【委員】 収納率が非常に悪いという状況があり収納率を上げていくために口座振替ということなのですが、収納率が着実に上がっていくという見込みでいるのか、他にも収納率を上げるような取組はあるのか教えてください。

【事務局】 口座振替というのは収納率が高い方法でございます、これが増えることで収納率が上がるのは間違いありません。ただし、収納率全体を上げるには催告などが重要で、特に現年度を中心に催告をしております。

【委員】 滞納繰越の収納率は、中核市では宇都宮市が第1位ということになっており

ますが、これまでの取組の中でもずっとこの位置を占めていたのか、またその原因についてもしあったら教えてください。

【事務局】 滞納整理につきましては、どうしても過年度になってから行っている部分がございます。そうしたことからすると現年度が若干薄くなってしまいますので、今年度は早期対応ということで、現年度を中心に滞納整理をしております。

【会長】 他にございませんか。ないようですので事務局から何かありますか。

【事務局】 先程、報告第1号の中で委員からのご質問について1点補足をさせていただきたいのですが、資料2ページで予算現額と決算の額の差があるものという中で、財産収入、これは給付基金の利子が減っているという説明を先程させていただいたのですが、その理由につきまして確かに基金の保有額が減ったというのがあるのですが、単純に運用利回りの部分が当初の見込みよりも低かったということが、この結果になっているということで、訂正させていただきます。よろしくお願いします。

【委員】 8月2日に国民健康保険税の引き落としがされたと思いますが、私達委員は大方何で8月が最初なのだとわかっていると思うのですが、どうしても一般の方々は、何で8月なのだろう、何で納期が年8回なのだろう、何故12ヶ月で均等に分けて少なくやってくれないのだろうという話がどうしてもあると思うのです。額が大きいから1回で払えない、滞納が増えてきて払えなくなれば相談受けますということですが、相談を受けるということであれば、最初の納付書に出すときにそういったことについて情報提供するとかいうことが必要なのかも知れないし、これは、法律上やむをえないかも知れないけれども、住民税などと同じように均等にできるような形にならなければ、会計年度そのものが12ヶ月均等になるように、歳出と決算がずれても、本当にどちらが収納率向上になるのか、1回のお金を振り込むには、少ない方が確実に納付されるというような考え方にしていかないと難しいかと思います。それが1点で、もう1点が全部1回で引き落としになると3,500円奨励金を出し

ていると思いますが、課税限度額の方でも少ない方でもそうだと思います。一般会計から繰入をもらって財政安定基金をもらっている中で、こうしたことが今後どれ位続くのだろうか、あるいは本当に有効であれば続けていってもいいし、逆にどんどん増やしていい話かも知れないけれども、費用対効果としてどの程度続けていくものなのかということについてそろそろ見解を出していかないといけないと思いますが、2点についてお聞かせください。

【事務局】 まず1点目の納期8期のことでございますけれども、先程課税について話しましたとおり、所得割は所得税が決まらないと我々の保険税も決まらないということで、税の確定が6月でございます。そのような関係でデータをもらってから課税するというので、7月が第1期の納期です。今回は、たまたま休みが入ったので8月2日ということになっております。そうしますと、7月からスタートしまして、年度内に終わすということで8期に分けています。

もう1点の前納報奨金につきましては、2期の納付金額によりますので、全ての方が3,500円というわけではなくて、金額が高いと3,500円で頭打ちとなりまして、金額が少ない方は少なくて、1,000円位の方もいます。前納報奨金をお出ししている方は全体の4分の1になりますので、そういう意味では収納率向上に大きく寄与しているということで、前納報奨金も継続してまいりたいと考えております。

【委員】 前納されている方は別として、75%の人達ですけれども新規に加入ではなく、3月、4月、5月、6月、7月の5ヶ月間保険税を払わなかった期間は保険税の引き落としや、振込みにいかなくていい月だと思っていると思います。その時にお金をプールしてもらえなかったら、後でお金が足りない話になると思います。前年の所得の課税として4・5・6・7という形で先にやってもらって、改めて出てきた時に再計算というのは、それは事務として不効率になってしまうのですか。均等になるべくいれてもらった方がいいのかっている考え方でもあり、事務費との関係を踏まえて

どうでしょう。

【事務局】 委員のおっしゃるとおりかなり事務経費がかかります。データを2回処理することになりますのでそうしたことから8期に分けております。

【委員】 最後に要望ですけれども、誰かから相談を受けた時、月々12回に分けたらもう少し楽になりますかとか、払えなかった時にそうなるならありがたいと言われて、そちらにご相談差し上げて柔軟に対応してもらっています。そういった相談が関係者にいなくても一般の人もできますということを、是非、来年の8月の時には、そういう方々にもわかるようにしていただきたいと思います。以上です。

【事務局】 当初納付書には文字は小さいのですが事情のある方はと入っています。今後はわかるようにしたいと思います。

【会長】 他に質問がないようですので、事務局の方から何かありますか。

【事務局】 それでは最後に、今年度の会議の開会予定につきましてご案内申し上げます。

それでは、お手元の資料の平成22年度国民健康保険運営協議会の開催予定という4番の資料をお開きしたいと思います。こちらに今年度の開催予定を記載しております。今年度、記載のとおり3回の協議会を予定しております。内容につきましてもこちらに記載のとおりでございます。次回の第2回でございますが、10月7日木曜日午後3時から同じ場所こちらの議会棟3階第2委員会室において、このような内容で開催させていただきますので皆様のご出席のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【会長】 他にないようですので、これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。長時間熱心なご討議をいただきまして、本当にありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後4時40分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 阿久津 喜一

委 員 福田 智恵

委 員 箱野 秀孝